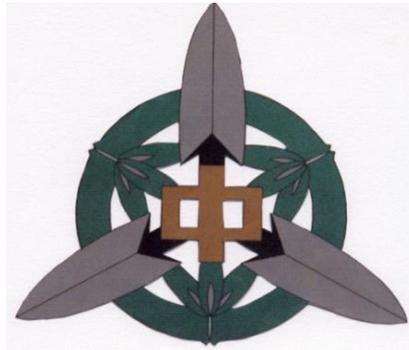


父 母 教 師 会 会 則

付 表彰規定
慶弔規定
旅費規定
個人情報取扱規程



仙台市立南吉成中学校父母教師会

仙台市立南吉成中学校父母教師会会則

第一章 総 則

第1条（名称及び事務局）

本会は、仙台市立南吉成中学校父母教師会と称し、事務局を同校内におく。

第2条（目的）

本会は、会員相互の緊密な協力により、真に民主的な中学校教育を推進することと、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3条（会員）

本会の会員は、本校の生徒の保護者および教職員をもって構成する。

第4条（会員の権利と義務）

会員は、すべて平等の権利と義務を有し、役員選挙権および被選挙権ならびに所定の会合に出席して発言する権利とこの会の会費を納める義務がある。

第5条（会の構成と運営）

本会の事業を民主的に運営するために全会員によって構成される総会、役員会および各種委員会を置く。

第6条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 家庭と学校との緊密な連携によって生徒の心身の健全な発達をはかる。
2. 会員相互の教養を高め親睦を深める。
3. 教育施設および教育環境改善および整備に協力する。
4. その他、会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第7条（方針）

1. 本会は、会員が協力して自主的・民主的に正しく運営するようにつとめる。
2. 生徒の教育、ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
3. いかなる政党、宗教にもかたよらず、かつ、いかなる団体、個人からも支配や干渉を受けない。また、営利を目的とする活動はしない。
4. 学校の管理運営に関する事項ならびに教職員の人事に干渉しない。

第二章 役 員

第8条（役員等）

本会に次の役員、委員、顧問および参与をおく。

役員は、会長1名、副会長2名、事務長1名、事務次長1名、書記1名、会計2名とする。

委員は、会計監査委員2名、学年委員若干名、専門委員若干名、地区委員若干名、役員推薦委員、ならびに臨時委員若干名、但し、必要な場合に限り選挙管理委員を若干名おくことができる。参与は校長があたる。顧問は、必要に応じて運営委員会にはかり会長がこれを委嘱する。

第9条（役員、各種委員、顧問ならびに参与の任務）

1. 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
 - (3) 事務長は、本会の統括的事務をつかさどり、内部の機関の連絡調整にあたる。
 - (4) 事務次長は、事務長を補佐し、事務長事故ある時は、その職務を代行する。
 - (5) 書記は、本会の重要事項を記録し、保管する。

(6) 会計は、本会の経理をつかさどるとともに財産の管理を行う。

(7) 本部役員は各種委員などを兼任できない。

2. 各種委員の任務は、第 17 条から第 20 条の委員会に所属し、その委員会の目的を果すために活動する。

3. 顧問は、本会の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

4. 参与は、本会の活動に参与し、会議に出席して意見を述べるができる。

第 10 条（選出）

1. 会長、副会長、事務長、事務次長、書記、会計は、役員推薦委員会で選考し、総会において決定する。

2. 各種委員の選出は、細則第 4 条に従って行う。

第 11 条（任期）

1. 役員、委員、顧問、ならびに参与の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。

2. 役員推薦委員と臨時委員は、その任務が終了するまでとする。

3. 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 役員、委員ならびに参与は、任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

第三章 会 務

第 12 条（区分）

本会に次の機関をおく。

1. 総会 2. 運営委員会 3. 役員会 4. 会計監査委員会 5. 学年委員会

6. 専門委員会 7. 地区委員会 8. 役員推薦委員会 9. 臨時委員会

第 13 条（会議の成立・議決）

1. 総会の成立は、全会員数の 3 分の 1 以上の出席（委任状を含む）を必要とし、議事は出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

2. 運営委員会の成立は、委員の現在数の 3 分の 1 以上の出席を必要とし、議事は出席者の過半数の同意で決める。

第 14 条（総会）

1. 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

2. 総会は、定期総会および臨時総会とする。

3. 定期総会は、年 1 回開催し、下記の事項について協議決定する。

1) 事業計画および報告

2) 予算決算および会費の決定

3) 会長、副会長、事務長、事務次長、書記、会計および会計監査委員の決定

4) 会則の改廃

5) その他会務の運営に特に重要な事項

4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、また、会員の 3 分の 1 以上の要求があったとき開催する。

5. 総会の議長ならびに議事録の署名委員 2 名は、出席会員のなかから選出する。

第 15 条（運営委員会）

1. 運営委員会は、総会につぐ議決機関とし、役員、各学年委員会の委員長、各専門委員会の委員長、各地区委員会の委員長および参与をもって構成し、会長が召集する。

2. 運営委員会は、会計監査委員会、役員推薦委員会の権限外のすべての事項に関する議案を審議し、会務の執行にあたる。

第 16 条（役員会）

1. 役員会は、会長、副会長、事務長、事務次長、書記ならびに会計をもって構成し、会長

が召集する。

2. 役員会は、関係機関との渉外ならびに会務に必要な事項の調整を行う。

第17条（学年委員会、専門委員会、地区委員会）

本会の運営に必要な事項について、調査、研究、立案するために学年委員会、専門委員会、地区委員会をおく。必要な事項は、細則で定める。

第18条（会計監査委員会）

1. 本会の経理を監査するために会計監査委員を2名おく。会計監査委員は前年度の2委員会（学年・専門）会員がこれにあたり、新年度の運営委員会において報告する。

なお、2委員会は輪番制とし運営委員会の承認を受ける。

2. 会計監査委員は、定期および必要に応じて本会の経理状況を監査し、定期総会において報告する。

3. 会計監査委員に欠員が生じた場合、会計監査担当の委員会で補充し、運営委員会の承認を得る。

4. 会計監査委員は、専門・学年・地区の委員長および会計担当を兼ねることは出来ない。

第19条（役員推薦委員会）

役員推薦委員会は、役員候補者を選考する。数と選出の方法等は細則で定める。

第20条（臨時委員会）

1. 臨時委員会は、必要に応じて設置することができる。

2. 委員の選出、構成および任務については、運営委員会の議決によって定め、次期総会に報告する。

第四章 会 計

第21条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条（経費）

本会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第23条（経理）

本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第24条（決算）

本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第25条（補正予算）

予算の補正の必要が生じた場合、運営委員会の承認を得てなすことができる。

附 則

1. 細則

本会の運営に必要な細則および規定は会長が運営委員会の議決を得て会員に周知のうえ定めることができる。また、細則および規定を制定、改廃した時は、次期総会に報告しなければならない。

2. 会則の改正

この会則の改正は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。また、改正案は、総会の日より7日前までに会員に知らせなければならない。

3. この会則は、平成29年4月22日より実施する。

制定 平成 4年4月24日

改定 平成 6年5月 6日

改定 平成 8年4月25日

改定 平成12年4月26日

改定 平成29年4月22日

細 則

第一章 総 則

第1条 この細則は、附則1に基づき、本会の運営に関する事項について定める。

第二章 役員並びに委員の選出

第2条 本会の役員の構成は、次のとおりとする。

会長（保護者）、副会長（保護者2名）、事務長（教職員）、事務次長（教職員）、書記（保護者）、会計（保護者1名、教職員1名）

第3条 会計監査委員の構成は、次のとおりとする。

会計監査委員（保護者2名）とし、会則第18条に基づく。

第4条 役員推薦委員会（以下「委員会」という）の構成と任務は、次のとおりとする。

1. 委員会は、各学年で互選により選ばれた保護者2名ずつの委員と、教職員から選ばれた2名の委員により構成する。
2. 委員会は、委員長1名、副委員長1名を互選し、委員長は、委員会を代表し、一切の議事運営にあたる。委員長事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
3. 委員会は、会則第8条に定める役員を選考する。
4. 委員会は、すくなくとも総会の前までに、候補者を広く会員にはかり選考し、候補者の同意を得て、総会において決定する。

第5条 学年委員会、専門委員会、地区委員会は次のとおりとする。

1. 学年委員は各学級から2名選出する。広報委員、研修委員、保健体育委員は、各学年から3名以上選出し、健全育成委員は、地区から11名（吉成2名、中山吉成2名、中山台3名、南吉成東2名、南吉成西2名）選出する。地区委員は、各地区から若干名選出する。
2. 教職員の委員を各若干名選出する。
3. 各委員会は、委員長1名、副委員長1名を委員の互選により選出する。

第三章 委員会の設置と任務

第6条 会則第17条に基づき次の委員会を設置し、任務は次のとおりとする。

1. 学年委員会

(1) 学年委員会は第一学年より第三学年まで学年別とする。

(2) 学年委員会は、その学年に共通する問題について研究、連絡および協議するほか会員相互の親睦をはかり教養を高める。

2. 専門委員会

専門委員会に次の委員会を設置する。

- (1) 広報委員会
広報活動や新聞発行をする。
- (2) 健全育成委員会
健全育成と教育環境の整備充実に関する活動を行う。
- (3) 研修委員会
会員の教育研修に関する活動を行う。
- (4) 保健体育委員会
生徒および会員の保健体育に関する活動を行う。

3. 地区委員会

- (1) 社会環境の浄化ならびに安全教育と事故防止につとめ、生徒の校外生活の指導を行う。
- (2) 前項の目的を達成するため、関係団体と緊密な連絡をはかり、地区内の生徒の地区活動を援助する。
- (3) 地区割りは、次のとおりとする。
 - ① 吉成地区（吉成全域）
 - ② 中山吉成地区（中山吉成全域）
 - ③ 中山台地区（中山台全域）
 - ④ 南吉成東地区（北環状線東側）
 - ⑤ 南吉成西地区（北環状線西側）

第四章 個人情報の取得・利用・管理

第7条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報保護規程」に定め、適正に運用するものとする。

附則 この細則は、平成31年 2月28日より実施する。

制定	平成	4年	4月24日
改定	平成	5年	4月26日
改定	平成	7年	4月27日
改定	平成	7年12月	2日
改定	平成	8年	4月25日
改定	平成	12年	4月26日
改定	平成	17年11月	30日
改定	平成	22年10月	15日
改定	平成	26年	8月27日
改定	平成	28年11月	28日
改定	平成	31年	2月28日

表彰規定

- 第1条 本会ならびに本校の発展に尽力され、その実績の顕著な者は、この規定により表彰する。
- 第2条 前項の表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから役員会が選考する。
1. 退会時に2年以上にわたり、役員および運営委員として尽力され、その実績が顕著な者。
 2. その他、特に学校教育ならびに父母教師会の刷新振興に関して功績が顕著な者。
- 第3条 表彰者には、表彰状または感謝状を贈呈する。
- 第4条 表彰は会長が行い、表彰に関する事務は事務局が行う。但し、校長と会長とが連名で表彰することができる。
- 第5条 表彰の日は、次年度の定期総会とする。
- 第6条 表彰した者については、表彰者名簿に記載し、永くこれを保存する。
- 第7条 この規定は、平成8年4月20日より実施する。
- 制定 平成4年4月24日
- 改定 平成8年4月20日

慶弔規定

- 第1条 本会は、次の場合、下記のとおり慶弔の意を表す。
1. 教職員の結婚の場合、5,000円と祝電
 2. 生徒死亡の場合、5,000円と弔電および花輪
 3. 教職員とその配偶者、および生徒の保護者の死亡の場合、5,000円と弔電
 4. 教職員の転退職の場合、花束
 5. その他、必要に応じ、役員会において決めることができる。
- 第2条 本会からの贈呈に対しては、返礼しないものとする。
- 第3条 この規定は、平成18年1月24日より実施する。
- 制定 平成4年4月24日
- 改定 平成12年4月26日
- 改定 平成18年1月24日

旅費規定

第1条 会員が公用のため校外で研修会等その他の用務に携わる場合は、次のように旅費を支給する。

1. 仙台市内

(1) 日当 半日あたり 一人 1,000円

(2) 交通費 公共交通機関を利用し、その実費とする。

2. その他 第2条により処理する。

第2条 この規定額を超える場合は、事務局で処理し役員会に報告する。

第3条 この規定は、平成11年4月1日より実施する。

制定 平成 4年4月24日

改定 平成 7年6月23日

改定 平成11年4月1日

仙台市立南吉成中学校父母教師会 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 仙台市立南吉成中学校父母教師会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・を保護することを目的に、父母教師会役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、父母教師会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、本部役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報資料等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 父母教師会会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 本部役員・会計監査・学年及び専門委員・会員等の名簿作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報紙等への掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条1号から4号の場合を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条1号から4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、本部役員・会計監査・学年及び専門委員長・委員会委員・会員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規程を改訂した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規程は、平成31年2月28日より施行する。